

地方独立行政法人大阪市博物館機構にかかる業務実績評価実施要領

制定 令和2年8月10日

改正 令和7年8月19日

第1 趣旨

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）にかかる評価は、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

第2 評価の基本方針

- 1 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び大阪市ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」の実現に資することとする。
- 2 市民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- 3 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

第3 評価の時期及び評価対象事項

地方独立行政法人法第28条第1項で定める評価について、各事業年度における評価の時期及び評価対象事項は次のとおりとする。

評価名称	評価の時期	評価対象事項
事業年度評価	各事業年度の翌事業年度	前事業年度における業務実績
中期目標期間評価 (見込)	中期目標期間の最後の事業年度	当期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績
中期目標期間評価	中期目標期間終了後の翌事業年度	前期中期目標期間における業務実績

第4 事業年度評価

1 評価の方法

事業年度評価は、各事業年度の翌事業年度に「小項目評価」「中項目評価」及び「全体評価」により行う。

「小項目評価」では、当該年度の年度計画に掲げる事項ごとに、法人による自己評価の結果とともに、年度計画の進捗状況や業務実績に関する事実確認をするとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「中項目評価」では、当該期間の中期目標に掲げる事項ごとに、「小項目評価」の結果や、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況を踏まえ、評価を行う。

「全体評価」では、「小項目評価」及び「中項目評価」の結果等を踏まえ、当該事業年度における

中期目標の達成に向けた進捗状況について、記述式による総合的な評価を行う。

2 具体的な評価の進め方

(1) 「小項目評価」「中項目評価」について

「小項目」「中項目」につき、その達成度を5段階で評価を行う。

ア 法人は、各事業年度の終了後3か月以内に各館ごとの自己評価を基に作成した当該事業年度における業務実績の自己評価結果を、経済戦略局に提出する。

(ア) 法人は、年度計画の「中項目」ごとの進捗状況について1～5の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。評価にあたっては、定量的な指標に基づき行うことを基本とした上で実施する。

(イ) 業務実績報告書には、自己評価のほか、評価の判断理由（実施状況等）など、特筆すべき取組や遅れている取組の理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を記載する。

(ウ) 自己評価の区分は次のとおりとする。

5：年度計画を大幅に上回って実施している

4：年度計画を上回って実施している

3：年度計画どおり順調に実施している

2：年度計画を十分に実施できていない

1：年度計画を実施できていない（未実施）

イ 経済戦略局において、法人による自己評価に対する市長評価（案）を作成する。

経済戦略局において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び目標への取組等を総合的に検証し、年度計画の進捗状況について、1～5の5段階による評価を行う。

(ア) 評価区分は、法人の自己評価の区分と同様とする。

(イ) 市長による評価と法人の自己評価が異なる場合は、市長による評価で判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(2) 「全体評価」について

経済戦略局において、各小中項目の評価結果や中期目標の達成に向けた進捗状況を踏まえ、総合的な評価を「全体評価」として記述式で市長評価（案）を作成する。なお、評価項目にはない事項でも中期目標の達成に資するものは、ここで評価を行う。

(3) 評価委員会について

評価委員会を開催し、法人の自己評価に対する市長評価（案）に関して評価委員会が意見を申述する。その意見を踏まえた評価を最終的な評価とする。なお、委員から次期事業年度に向けた改善等の意見があれば、併せて記載する。

第5 中期目標期間評価

1 評価の方法

中期目標期間評価は、中期目標期間終了後の翌事業年度に「中項目評価」「大項目評価」及び「全体評価」により行う。

「中項目評価」「大項目評価」では、当該期間の中期目標に掲げる事項ごとに、法人による自己評価の結果をもとに、中期目標の達成状況や業務実績に関する事実確認をするとともに、各事業年度評価の結果を踏まえ、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「全体評価」では、「大項目評価」の結果等を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

2 具体的な評価の進め方

(1) 「中項目評価」「大項目評価」について

「中項目」「大項目」につき、その達成度を5段階で評価を行う。

ア 法人は、中期目標期間終了後3か月以内に、当該中期目標期間における業務実績についての自己評価結果を、経済戦略局に提出する。

(ア) 法人は、「中項目」「大項目」ごとの業務実績について1～5の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

(イ) 業務実績報告書には、自己評価のほか、評価の判断理由を記載する。

(ウ) 自己評価の区分は次のとおりとする。

5：全体として中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

4：全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

3：全体として中期目標における所期の目標をおおむね達成していると認められる。

2：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

1：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

イ 経済戦略局において、法人による自己評価に対する市長評価（案）を作成する

経済戦略局において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び目標への取組等を総合的に検証し、中期目標の達成状況について、1～5の5段階による評価を行う。

(ア) 評価区分は、法人の自己評価の区分と同様とする。

(イ) 市長による評価と法人の自己評価が異なる場合は、市長による評価で判断理由等を示す。

また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(2) 「全体評価」について

経済戦略局において、「大項目」の評価結果や中期目標の全体的な達成状況を踏まえた総合的な評価を「全体評価」として記述式で市長評価（案）を作成する。なお、評価項目にはない事項でも中期目標の達成に資するものは、ここで評価を行う。

(3) 評価委員会について

評価委員会を開催し、市長評価（案）に関して評価委員会が意見を申述する。その意見を踏まえた評価を最終的な評価とする。なお、次期中期目標期間に向けた改善等の意見があれば、併せて記載する。

第6 中期目標期間評価（見込）

中期目標期間評価（見込）は、中期目標期間の最後の事業年度に行う。

なお、実施にあたっては、「第5 中期目標期間評価」を基本とし、同項目の一部について下記表の下線のとおり読み替える。

第5 中期目標期間評価

項目名	中期目標期間評価	中期目標期間評価（見込）
1 評価の方法	<p><u>中期目標期間評価</u>は、<u>中期目標期間終了後</u>の翌事業年度に「中項目評価」「大項目評価」及び「全体評価」により行う。</p> <p>「中項目評価」「大項目評価」では、当該期間の中期目標に掲げる事項ごとに、法人による自己評価の結果をもとに、中期目標の達成状況や業務実績に関する事実確認をするとともに、各事業年度評価の<u>結果を踏まえ</u>、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。</p> <p>「全体評価」では、「大項目評価」の<u>結果等を踏まえ</u>、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。</p>	<p><u>中期目標期間評価（見込）</u>は、<u>中期目標期間の最後の事業年度</u>に「中項目評価」「大項目評価」及び「全体評価」により行う。</p> <p>「中項目評価」「大項目評価」では、当該期間の中期目標に掲げる事項ごとに、法人による自己評価の結果をもとに、中期目標の達成状況や業務実績に関する事実確認をするとともに、各事業年度評価の<u>結果及び見込みを踏まえ</u>、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。</p> <p>「全体評価」では、「大項目評価」の<u>結果及び見込み等を踏まえ</u>、当該中期目標期間に<u>見込まれる業務実績</u>全体について、記述式による総合的な評価を行う。</p>
2 具体的な評価の進め方	(1)ア 法人は、 <u>中期目標期間終了後</u> 3か月以内に、当該中期目標期間における <u>業務実績についての自己評価結果</u> を、経済戦略局に提出する。	(1)ア 法人は、 <u>中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後</u> 3か月以内に、当該中期目標期間における <u>業務実績及び見込みについての自己評価結果</u> を、経済戦略局に提出する。
	(1)ア(ア) 法人は、「中項目」「大項目」ごとの <u>業務実績について</u> 1～5の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。	(1)ア(ア) 法人は、「中項目」「大項目」ごとの <u>業務実績及び見込みについて</u> 1～5の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。